

# 島根県報

平成16年 8 月 3 日 (火)  
第 1 595 号  
( 毎週火・金曜日発行 )  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

土地改良区の役員の就任及び退任	( 農 村 整 備 課 )	1
保安林の指定の解除	( 森 林 整 備 課 )	2
解除予定保安林	( " )	3
保安林の指定施業要件の変更	( " )	4
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	( 水 産 課 )	4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出( 3 件 )	( 経 営 支 援 課 )	4
道路の区域の変更	( 道 路 維 持 課 )	7
道路の供用開始	( " )	8

### 公 告

肥料の登録の失効	( 生 産 振 興 課 )	9
公共測量の実施	( 用 地 対 策 課 )	9
開発行為に関する工事の完了( 2 件 )	( 都 市 計 画 課 )	9
道路標識管理用データ入力委託業務に係る一般競争入札の実施	( 警 察 本 部 )	10

### 正 誤

平成16年 7 月 9 日付け島根県報第1,588号中	( 企 業 局 )	11
-----------------------------	-----------	----

## 告 示

### 島根県告示第766号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 8 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

### 邇摩郡仁摩町宅野土地改良区

#### 1 就任した役員の氏名及び住所

##### 理事

- 藤間 元康 邇摩郡仁摩町大字宅野町150番地
- 辻 武 邇摩郡仁摩町大字宅野町224番地
- 大崎 正則 邇摩郡仁摩町大字宅野町298番地
- 大床 政善 邇摩郡仁摩町大字宅野町708番地
- 森田 勝義 邇摩郡仁摩町大字宅野町692番地 2
- 坂根 正清 邇摩郡仁摩町大字宅野町913番地 1
- 白枝 秀昭 邇摩郡仁摩町大字宅野町215番地

##### 監事

越堂 一男 邇摩郡仁摩町大字宅野町368番地 1  
坂根 孝義 邇摩郡仁摩町大字天河内町721番地28

2 就任年月日

平成15年 8 月 5 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

藤間 元康 邇摩郡仁摩町大字宅野町150番地  
辻 武 邇摩郡仁摩町大字宅野町224番地  
大崎 正則 邇摩郡仁摩町大字宅野町298番地  
大床 政善 邇摩郡仁摩町大字宅野町708番地  
森田 勝義 邇摩郡仁摩町大字宅野町692番地 2  
坂根 正清 邇摩郡仁摩町大字宅野町913番地 1  
白枝 秀昭 邇摩郡仁摩町大字宅野町215番地

監事

越堂 一男 邇摩郡仁摩町大字宅野町368番地 1  
坂根 孝義 邇摩郡仁摩町大字天河内町721番地28

島根県告示第767号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 8 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 解除に係る保安林の所在場所

八束郡島根町大字加賀字向田1324 - 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

八束郡島根町大字加賀字向田5759

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

3(1) 解除に係る保安林の所在場所

安来市黒井田町字勿畑1896 - 2、1896 - 3

(2) 保安林として指定された目的

上砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

4(1) 解除に係る保安林の所在場所

能義郡伯太町大字草野611 - 2、大字上十年畑766 - 2、大字下小竹1090 - 40、1126 - 4、1148 - 3、大字安田2153

- 2、大字安田山形634 - 2

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅

5(1) 解除に係る保安林の所在場所

八東郡東出雲町大字下意東字坂ノ前2880 - 2、2885 - 2、2885 - 3、字柴廻2896 - 2、字油免2987 - 3、字榎廻3005 - 3、字中尾崎3128 - 2、字杉ヶ形3276 - 2、大字上意東字足谷1334 - 2、字桃谷2061 - 3から2061 - 6まで、字毛無2073 - 23、字畑ヶ谷2075 - 9、2075 - 15、2075 - 16、字佛坂2202 - 9、字面谷2260 - 2、2260 - 3、字小蓮池2520 - 1、字南2858 - 2、字宮谷2860 - 2、2861 - 3、大字揖屋町字四ツ廻3095 - 2、3095 - 3、3096 - 2、3097 - 2、3098 - 2、字小廻3089 - 5、字崎田3456 - 3から3456 - 7まで、大字春日字湯谷359 - 4、359 - 5、字雨津谷423 - 2、大字出雲郷字後谷1789 - 2、1789 - 3、1795 - 2、1806 - 2から1806 - 4まで、字長廻1796 - 2、字古城1807 - 4

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅

6(1) 解除に係る保安林の所在場所

八東郡鹿島町大字片句字輪谷652 - 2、652 - 3、653 - 5、654 - 2、654 - 4、657 - 3、657 - 6、661 - 2、662 - 9、2528 - 13、2529 - 5、2955 - 6、2955 - 7

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅

7(1) 解除に係る保安林の所在場所

八東郡八雲村大字平原1728 - 2、1776 - 4、1776 - 5、1778 - 2、1778 - 3、1814 - 2、1833 - 2、1856 - 2から1856 - 5まで、大字東岩坂3460 - 2から3460 - 4まで、3461 - 2、大字西岩坂3752 - 4

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅

島根県告示第768号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 8 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

仁多郡横田町大字大谷字倉井ヶ谷1330 - 1から1330 - 3まで・1330 - 6・字小万歳1337 - 1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び横田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第769号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年8月3日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字東村字三ツ子山1122 - 9

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第770号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成16年8月3日

島根県知事 澄 田 信 義

美保関町加入区(美保関町漁業協同組合)

## 島根県告示第771号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年8月3日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ゆめカード 代表取締役社長 滝本繁 広島県広島市南区京橋町 2 番22号

## (3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

株式会社タカラブネ 京都府久世郡久御山町大字佐山小字双栗37番地の 1 新開純也

株式会社ベスト電器 福岡県福岡市中央区那の津 2 丁目 1 番12号 北田葆光

(変更後)

株式会社スイートガーデン 京都府中京区烏丸通御池下る虎屋町566 - 1 磯野幹夫

株式会社ベスト電器 福岡県福岡市中央区那の津 2 丁目 1 番12号 有園憲一

イ 変更の年月日

平成16年 7 月21日

2 届出年月日 平成16年 7 月21日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市企業誘致・振興課 ( 益田市常盤町 1 番地 1 号 )

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所 ( 団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 )

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第772号

大規模小売店舗立地法 ( 平成10年法律第91号 ) 第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見述べることができる。

平成16年 8 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ゆめカード 代表取締役社長 滝本繁 広島県広島市南区京橋町 2 番22号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

( 変更前 ) 午前 9 時 30 分 ( ゆめタウン棟に入居する株式会社イズミ外 16 社 )

( 変更後 ) 午前 9 時 00 分 ( ゆめタウン棟に入居する株式会社イズミ外 16 社 )

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

( 変更前 ) 午前 9 時から午後 9 時 30 分

( 変更後 ) 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分

2 届出年月日 平成16年 8 月 1 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市企業誘致・振興課 ( 益田市常盤町 1 番地 1 号 )

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所 ( 団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 )

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第773号

大規模小売店舗立地法 ( 平成10年法律第91号 ) 第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定によりのとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年 8 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町227番地 1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西泰明 広島県広島市南区京橋町 2 番22号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

( 変更前 ) 午前 9 時 30 分 ( 株式会社イズミ外 19 社 )

( 変更後 ) 午前 9 時 00 分 ( 株式会社イズミ外 19 社 )

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

( 変更前 ) 午前 9 時から午後 10 時 30 分

( 変更後 ) 午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分

2 届出年月日 平成16年 8 月 1 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市商工観光課 ( 浜田市殿町 1 番地 )

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所 ( 団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 )

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第774号

道路の区域を次のように変更したので、道路法 ( 昭和27年法律第180号 ) 第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所及び土木事業所において一般の縦覧に供する。

平成16年 8 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する土木建築事務所及び土木事業所の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
一般国道	485号	松江市下東川津町字胡麻畑1356番 1 地先から同市西津田 1 丁目360番15地先まで	前 A	メートル 14.00 ~ 83.00	メートル 5074.10		道路改良工事
		松江市下東川津町字胡麻畑1356番 1 地先から同市西津田 1 丁目360番15地先まで	後 A	14.00 ~ 83.00	5074.10		左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		松江市下東川津町字胡麻畑1356番 1 地先から同市東津田町字講田1970番 8 地先まで	後 B	25.00 ~ 106.00	4990.00		ダブルウェイ
		八束郡八雲村大字東岩坂13番 2 地先から同村大字日吉279番 3 地先まで	前 A	19.00 ~ 69.00	744.50	松江土木建築事務所	道路改良工事
			前 B	9.00 ~ 32.00	851.00		左記の A、B 及び C は関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		八束郡八雲村大字東岩坂13番 2 地先から同村大字日吉279番 3 地先まで	後 A	19.00 ~ 69.00	744.50		トリプルウェイ
			後 B	9.00 ~ 32.00	851.00		

		八束郡八雲村大字日吉174番3地先から同大字240番2地先まで	C	5.00 ~ 7.00	150.00		仮設道設置
県 道	仁万停車場線	邇摩郡仁摩町大字天河内町字樋ノ詰メ3番10地先から同町大字仁万町幸主452番23地先まで	前	6.00 ~ 16.50	50.00	川本土木建築事務所 大田土木事業所	道路改良工事
			後	11.00 ~ 21.60	50.00		拡幅
"	波佐匹見線	美濃郡匹見町大字道川口76番地先から同大字569番1地先まで	前	4.00 ~ 12.00	606.00		道路改良工事
			後	10.00 ~ 33.00	606.00		拡幅
"	"	美濃郡匹見町大字道川口569番1地先から同町大字匹見イ1547番地先まで	前	A	4.00 ~ 41.00	益田土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	9.20 ~ 108.00		
			後	B	9.20 ~ 108.00	3140.00	

## 島根県告示第775号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所及び土木事業所において一般の縦覧に供する。

平成16年 8 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所及び土木事業所の名称	備考
一般国道	432号	八束郡八雲村大字日吉174番3地先から同大字240番2地先まで	メートル 150.00	平成16年 8月3日	松江土木建築事務所	
県 道	佐野波子停車場線	浜田市大金町918番1地先から同町918番5地先まで	216.00	平成16年 8月3日	浜田土木建築事務所	
"	吉田頓原線	飯石郡吉田村大字民谷946番4地先から同大字918番1地先まで	311.00	平成16年 8月30日	木次土木建築事務所	
"	仁万停車場線	邇摩郡仁摩町大字天河内町字樋ノ詰メ3番10地先から同町大字仁万町幸主452番23地先まで	50.00	平成16年 8月12日	川本土木建築事務所 大田土木事業所	
"	波佐匹見線	美濃郡匹見町大字道川口76番地先から同町大字匹見イ1547番地先まで	3746.00	平成16年 8月4日	益田土木建築事務所	

## 公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第 1 項の規定により公告する。

平成16年 8 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所
平成16年 7 月15日	島肥登第 398号	その他の草本性 植物油かす及び その粉末	ひまわり油 かす	窒素全量 4.5 りん酸全量 3.0 加里全量 1.8	該当なし	有限会社影山製油所 島根県出雲市芦渡町 583番地 1

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について出雲市築山土地区画整理組合理事長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 8 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

公共測量（出来形確認測量図作成）

2 作業期間

平成16年 7 月20日から平成16年10月25日まで

3 作業地域

出雲市上塩冶町字池田及び字大井谷の各一部の地域  
（出雲市築山土地区画整理事業地内）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 8 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

安来市切川町字下の原985番 6 外 6 筆  
面積 354.49平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市切川町1055番地  
下の原町内会 公会堂設立委員会 会長 広野直行

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 8 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 開発区域  
仁多郡横田町大字下横田字下高畦82番地 6 外23筆  
面積 9,560平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
仁多郡横田町大字横田1037番地  
横田町土地開発公社 理事長 渡部 玄吉

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成16年8月3日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

### 1 委託業務の内容

- (1) 入札の件名  
道路標識管理用データ入力委託業務
- (2) 委託業務の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 委託期間  
平成16年9月1日～平成17年2月28日
- (4) 入札方法  
入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。
- (5) その他  
郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

### 2 入札参加資格

- (1) 過去2年以内に島根県の発注した道路標識設置に関する業務、もしくは島根県の発注した委託業務を行い履行した実績があること。
- (2) 入力者は道路標識に関する知識を有し、データ入力の際に標識番号、材料の名称等の判別が可能なものであること。
- (3) 島根県税について未納の徴収金がないものであること。
- (4) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1  
島根県警察本部警察本部警務部会計課用度係  
電話(0852)26-0110 内線2235～2236
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法  
平成16年8月3日から8月18日まで交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会  
ア 日 時 平成16年8月10日(火) 10時00分  
イ 場 所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 大会議室
- (4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 平成16年 8 月25日 ( 水 ) 14時00分

イ 場 所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 1 階 聴聞室

#### 4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額 ( 入札金額に消費税等の額を加算した額 ) の100分の 5 以上を納付すること。ただし島根県会計規則 ( 昭和39年島根県規則第22号 ) 第61条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア 平成16年 8 月19日 17時00分までに、「入札にあたり提出する書類」を提出すること。

イ 「入札にあたり提出する書類」は入札説明書による。

(5) その他

本委託契約のデータ入力に使用するパソコンは島根県警察本部の貸付物品を使用するものとする。

#### 5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

#### 6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

#### 7 その他

- ・詳細は入札説明書による。

---

正

---

誤

---

平成16年 7 月 9 日付け島根県報第1,588号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
14	下から15	上から 7	下から16
14	下から14	上から 8	下から15
14	下から13	上から10	下から13
14	下から12	上から11	下から12
14	下から10	下から 7	下から 5
14	下から 2	及び「係員」を削除し	及び「課員」を削除し

